



群労発基 0701 第 1 号
令和 8 年 7 月 1 日

群馬地方最低賃金審議会
会長 米 本 清 殿

群 馬 労 働 局 長
上 野 康 博



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、群馬県最低賃金（昭和 55 年群馬労働基準局最低賃金公示第 8 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議を求める。